

○大石田町不良住宅除却促進事業補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 この要綱は、空き家が危険な状態にあることを放置することが原因で第三者に被害が及ぶことを未然に防止し、誰もが安心して安全に暮らせるまちづくりの推進に寄与するため、地域住宅計画に基づき大石田町補助金等の適正化に関する規則（平成元年規則第11号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 不良住宅 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅であって、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

ア 本町の区域内に存すること。

イ 住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号）第1条第1項の住宅の不良度の測定方法に基づき測定した評点が100点以上であること。

ウ 店舗等併用住宅であるときは、当該店舗等併用住宅のうち居住の用に供する部分であること。

エ 故意に破損させたものでないこと。

オ 共同住宅でないこと。

(2) 地域住宅計画 山形県が国土交通大臣に提出した社会資本総合整備計画のうち、地域住宅支援に係る計画（山形県における防災・安全対策の推進）をいう。

(3) 空き家 事業、貸付及び居住を目的とした使用がなされていない建築物のうち、過去に住宅として使用されていたものをいう。

(交付対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次条の補助対象者が、次の各号のいずれにも該当する不良住宅（補助対象者が補助金の交付を受けようとする目的で故意に破損させたものを除く。以下「補助対象不良住宅」という。）を除却する工事に係る事業とする。

(1) この町内に存するもの

(2) 周囲に悪影響を及ぼしている又は及ぼすおそれがあるもの

(3) 建築物が複数人の共有である場合は、当該共有者全員から当該建築物の除却についての同意を得られているもの

- (4) 事業が当該年度2月末日までに完了するもの
- (5) 所有権以外の権利が設定されていない建築物であるもの。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合で、当該権利を有する者が当該建築物の除却について同意しているときは、この限りでない。
- (6) 交付申請時において空き家になっているもの。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす個人とする。

- (1) 不良住宅の所有者、その相続人又はこれらの者から対象となる住宅の除却についての委任を受けた者であること。ただし、当該不良住宅が複数人の共有である場合は、当該共有者全員から同意が得られていること。
- (2) 申請者及び所有者は、固定資産税、都市計画税、市町村民税、都道府県民税、国民健康保険税、軽自動車税等を滞納していないこと。ただし、本町在住のものにあっては上記に加えて保育料、水道料、下水道使用料金等を滞納していないこと。
- (3) 山形県内に本店を有する次に掲げるいずれかの法人事業者との間に不良住宅の除却工事に係る工事請負契約を締結すること。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に基づき、同法別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業、又はとび・土木工事業に係る建設業の許可を受けた者

- イ 建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条に基づき、解体工事業の登録を受けた者
- 2 補助対象者が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、補助対象者としない。
 - (1) 不良住宅の登記事項証明書に所有権以外の賃貸権を含む物権の設定がある場合において、権利者全員から除却について同意が得られていないとき。
 - (2) 当該補助事業を行おうとする区域が、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する許可を受けて開発行為を行う開発区域であるとき。
 - (3) その他町長が認めるとき。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が補助対象不良住宅の除却に要する工事費（消費税及び地方消費税相当額を含む。）と、国土交通大臣が当該年度に定める除却工事費の標準建設費等に当該不良住宅の面積を乗じて得た額のいずれか低い方の額とする。

2 前項の補助対象不良住宅の除却に要する工事費とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 建築物の解体に要する工事費
- (2) 建築物の解体により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費
- (3) 町長が、周囲への安全を確保する上で、建築物の解体及び廃材等の処分に付随して行うことが適当であると認める工事等に要する経費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、建築物の解体に要する諸経費（家財道具、車両、機械等の処分費を除く。）

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額に10分の8を乗じて得た額とし、50万円を上限とする。ただし、千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

（事前調査）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請をする前に、大石田町不良住宅除却促進事業補助金事前調査申込書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、当該申請者と空き家が当該年度の補助対象事業に該当するか否かの調査を町長に申し込むものとする。

- (1) 登記事項証明書（又は固定資産家屋証明書）
 - (2) 所有者及び申請者の所得証明書（住所が大石田町にある場合は同意書（別記様式第2号））
 - (3) 所有者及び申請者の納税証明書（住所が大石田町にある場合は同意書（別記様式第2号））
- 2 前項の規定による事前調査申込みの期間は当該年度の6月30日までとする。
- 3 町長は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間を経過した後において、補助金に係る予算に余裕があるときは、第1項の規定による申込みを受け付けることができる。

（事前調査の結果）

- 第8条 町長は、前条の規定による申込みがあったときは、周囲への悪影響についての地域代表の意見書（別記様式第3号）を取得し、交付対象申請者及び空き家の不良度の調査を行い、大石田町空家等対策計画に規定する大石田町空き家対策審議会で確定された交付対象申請者の優先順位を踏まえ、判定結果を大石田町不良住宅除却促進事業補助金事前調査結果通知書（別記様式第4号）により交付対象申請者に通知するものとする。
- 2 優先順位は、周囲への悪影響の度合い及び住宅の不良度の評点により確定し、同程度の場合は、所有者の所得の低い方を優先とする。

（交付申請）

第9条 交付対象申請者は、補助対象工事に係る工事請負契約の締結及び解体工事に着手する前に、大石田町不良住宅除却促進事業補助金交付申請書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添付し、町長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書（別記様式第6号）
- (2) 第4条第1号のうち相続人である場合は所有者の戸籍謄本又は除籍謄本（本籍が大石田町にある場合は同意書（別記様式第2号）とする。）
- (3) 第4条第1号のうち除却についての委任を受けたものの場合は委任状（別記様式第7号）
- (4) 工事計画書（別記様式第8号）
- (5) 建築物の延床面積が確認できる平面図等の書類
- (6) 現況写真
- (7) 内訳明細の付いた工事見積書
- (8) 相続人の代表者が申請する場合は、他の相続人全員の同意書
- (9) 建築物に所有権以外の権利が設定されている場合はその権利に係る者の同意書

（交付決定）

第10条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、申請内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、大石田町不良住宅除却促進事業補助金交付決定（却下）通知書（別記様式第9号）により交付申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第11条 町長は、補助金の交付の決定をするときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金交付決定の通知を受けた日から起算して、90日以内に補助対象工事を完了すること。ただし、やむを得ない事情が生じた場合においてはこの限りではない。
- (2) 補助対象工事が完了した後の敷地を、周辺に悪影響を及ぼさないよう適正な維持管理に努めること。
- (3) その他町長が特に必要があると認める事項

（工事の変更又は中止）

第12条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、規則第7条第1項第1号の規定により事業の内容を変更しようとするとき又は同項第2号の規定により事業を中止しようとするときは、あらかじめ大石田町不良住宅除却促進事業補助金変更（中止）申請書（別記様式第10号）に変更又は中止の内容を示す書類を添付して、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付決定者に

対し大石田町不良住宅除却促進事業補助金変更（中止）承認（却下）通知書（別記様式第11号）により通知するものとする。

3 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更とは、事業の補助金の算定に係る重要な変更が行われないときで、補助金の額に変更を生じないものとする。

（実績報告）

第13条 交付決定者は、当該年度の2月末日までに大石田町不良住宅除却促進事業補助金実績報告書（別記様式第12号）に次に掲げる書類を添付して、町長に報告しなければならない。

- （1）事業に係る工事請負契約書又は請書の写し
- （2）事業の工事写真（工事中及び工事完了後）
- （3）事業を行った者の工事完了証明書（別記様式第13号）
- （4）事業に係る領収書の写し

（補助金の額の確定）

第14条 町長は、前条の規定による報告を受けた場合において、報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告を適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第15条に規定する補助金等の額の確定通知書により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第15条 補助決定者は、前条に規定する補助金の額の確定を受けたときは、速やかに規則第22条に規定する補助金等交付請求書を町長に提出しなければならない。

（書類の整備）

第16条 交付決定者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、補助金の交付を受けた日が属する年度の翌年度から起算して5年間これを保管しなければならない。

（関係法令の遵守等）

第17条 補助対象者は、補助事業を実施するに当たり、法令等を遵守するとともに、関係部署と十分協議を行い、その指示に従わなければならない。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。